付属資料 Ｃ［労働支援融資（雇用促進等支援資金）］

◆最低賃金を一定額以上引上げる者

１ 資金の使途（運転資金、設備計画別に記載すること）

２ 最低賃金に関する事項

(1) 引上げ実施（もしくは予定）年月日

令和　　　年　　　月　　　日

(2) 最低賃金額について

ア 融資対象（ア）又は（イ）に該当するもの

・　最低賃金額について

(Ａ）広島県の最低賃金額【※１】： 　　　　 　円／時間

(Ｂ）最低賃金引上げ前の最低賃金額：　　　　 　円／時間

・　最低賃金額引上げについて

引上げ後の最低賃金額　引上げ前の最低賃金額（Ｂ）

円／時間　÷　　　　　円／時間＝ 　　 　％≧１０２％

＊最低賃金額及び％ともに小数点第２位以下切り捨て

イ　融資対象　（ウ）　又は　（エ）　に該当するもの

・　支援制度について（該当する制度名にチェックをいれること）

□業務改善助成金

□その他（制度名：　　　　　　　　　　　　　　　）

・　最低賃金額について

助成金等申請時最低賃金額　　　　 　　円／時間

引上げ後の最低賃金額　　　　 　　　円／時間

広島県の最低賃金額【※２】　　　　 　円／時間

【※１】融資対象(ア)：融資申込時点の最低賃金額（ただし、融資申込時点で最低賃金額改定後の金額が判明している場合で、（１）記載の引上げ実施予定年月日が改定日以降となる場合は、改定後の最低賃金額）

融資対象(イ）：最低賃金引上げ実施時点の最低賃金額

【※２】助成金等申請時時点の最低賃金額を記載（ただし、融資申込時点で最低賃金額改定後の金額が判明している場合で、（１）記載の引上げ実施予定年月日が改定日以降となる場合は、改定後の最低賃金額）

３ 添付書類

(1) 会社の概要及び経歴並びに登記事項証明書

(2) 決算書（直近２期分）

(3) 営業に関して許認可等を要するものにあっては、当該許認可証等の写し

(4) 資金使途がわかるもの（契約書、見積書、仕様書等）

※運転資金については、任意様式により費用項目別に内訳を説明すること

(5) 引上げ前の最低賃金額が確認出来る書類

融資対象（ア）又は（イ）：融資申込時点の書類

融資対象（ウ）又は（エ）：助成金の交付の決定等を受けた時点の書類

(6) 引上げ後の最低賃金額が確認できる書類

※融資申込時に最低賃金引上げを実施済みの場合のみ

(7) 融資対象（ウ）又は（エ）に該当する場合

補助金等の交付が決定したことがわかる書類の写し（交付決定通知書等）

(8) その他取扱金融機関が必要と認める書類

＊ (5)～(6)に記載の最低賃金額については、提出書類に１時間当たりの最低賃金が記載されていない場合は、任意様式を用いて、１時間当たりの最低賃金額について説明した資料を併せて提出すること

（注）融資申込時に最低賃金引上げを未実施の場合は、融資申込日から６か月以内に、最低賃金の引上げを確認するため、次のいずれかの書類を提出してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 提　出　書　類 | 提　出　先 |
| ア 賃金を引き上げた労働者の賃金台帳の写し  イ 最低賃金を規定した就業規則等の写し  ウ その他の最低賃金が確認できるもの   * 提出書類に１時間当たりの最低賃金が記載されていない場合は、任意様式により、１時間当たりの最低賃金額について説明した資料を併せて提出すること | 取扱金融機関  （経　由）  ↓  県経営革新課 |